

【輸入通関】-法規制：高圧ガス保安法 FedEx での取り扱い

高圧ガス保安法は、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全の為にその取扱いを規制する法律です。

該当する商品を輸入される場合には税関申告前に検査を受ける必要がありますが、弊社ではこの検査に関するサービスを行っておりませんので、ご出荷時にフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト・オプション(BSO)をご選択いただき、検査可能な通関業者様をご指定下さい。

また一部の商品は高圧ガスであっても、輸入に関して法の適用を除外されており、弊社でも取り扱い可能となりますので、出荷前に下記必要書類をご用意いただき、対応可能かどうか弊社へご確認ください。また出荷の際は航空運送状をご確認の上、弊社へご連絡をお願い致します。

【高圧ガス保安法適用除外品と必要書類】

- 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバ、エア・サスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス。
 - 緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書
- 封入ガス量が 0.15 m³を超える自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガス。
 - 自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書
- 自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガス。
 - 自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書
- 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器内における高圧ガス。
- 圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガス。
 - 相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書
- 航空法の規定に適合する容器内における高圧ガス。
 - 輸出耐空証明書（AUTHORIZED RELEASE CERTIFICATE FORM 8130）又は航空機メーカーの部品表（ILLUSTRATED PARTS CATALOG）
- エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶。
 - 試験成績書

【注意事項】

- 輸入する商品が高圧ガスに該当するかどうか判断がつかない場合は、各省庁へご確認いただきますようお願い致します。
- ガスなどの化学物質に係るその他の法令（化審法・毒劇物取締法・麻薬向精神薬取締法）等にもご留意いただき事前にご確認いただきますようお願い致します。

参考資料・情報リンク

高圧ガスに関する規制について（経済産業省の HP 試験成績書様式）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/kisei/eazoru.html

高圧ガス保安法 輸入検査（千葉県庁の HP）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/tetsuzuki/920/05100-103.html>

高圧ガスに関する申請（大阪府の HP）

https://www.pref.osaka.lg.jp/hoantaisaku/kouatugas_sinsei/

高圧ガス保安協会 HP

<https://www.khk.or.jp/>